様式第４号（第７条関係）

指令嘉第　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　様

嘉手納町長

嘉手納町社会教育学級補助金交付（決定・却下）通知書

　　年　　月　　日付で提出のありました補助金の交付申請書について、嘉手納町社会教育学級補助金交付規則第７条の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

□　決定　補助金を交付する。

補助金交付決定額　：　金　　　　　　　　　円

□　却下　補助金を交付しない。

却下の理由　：

教示

１　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に、嘉手納町を被告として（訴訟において嘉手納町を代表する者は、嘉手納町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。